

Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進

1 暮らしやすい環境の整備

《背景》

今後、独居の高齢者等の増加が見込まれる中で、生活の基盤である「住まい」の確保や、日常生活を営むうえで必要となる移動手段への支援、また災害時の備えなどは、豊かで安定した住環境の確保につながります。

誰もが、住み慣れた地域で、安心・安全に暮らし続けるために、住宅等の確保や公共交通機関の整備など、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいの確保と生活の一体的な支援体制の整備が求められています。

また、関係機関が連携し、地域や住民と協力しながら、災害や感染症から高齢者を守るとともに、高齢者が交通事故等をおこさないようにするためのよりきめ細やかな移動支援の充実も求められています。

《現状》

前期計画では、「おとしよりぐるりんタクシー」の運行ルートの充実を図るなど、移動支援への取り組みを一層進めてきました。また、ニーズに応じた適切な住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備を進めるとともに、誰もが安全に快適に移動できるよう、駅のバリアフリー化やユニバーサルデザインタクシーの導入補助など、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい公共交通の環境整備にも取り組んできました。

こうした取り組みが進む一方で、今後、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の増加が見込まれることから、関係団体と連携を深めつつ、それぞれの地域の実情に合った形での支援体制の構築等、更なる取り組みも必要となってきました。

《方針》

本計画では、引き続き、県や関係機関と連携し、住宅施策と福祉施策が一体となった住まいの確保に向けた取り組みを進めます。また、豊岡新駅（仮称）の設置や「おとしよりぐるりんタクシー」の運行をはじめとした各移動支援策に積極的に取り組むなど、よりきめ細やかで利便性の高い移動支援の充実に一層取り組みます。

災害や感染症への対策については、平時より県や関係団体、地域との連携を図り、体制の整備に努めるほか、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業者に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。

(1) 住環境の整備

高齢者が安心して暮らしていくためには、生活の基盤である「住まい」の確保が重要であり、安心して暮らし続けたいという高齢者の意思が尊重され、実現できるような住環境の整備が必要です。市では、高齢者が身体的状況や経済的状況等に応じた適切な住まいを選択できるよう、生活支援等の福祉サービスが一体的に提供され、住宅施策と福祉施策が一体となった住まいの確保に向けた取り組みを進めます。

【主な取り組み】

取組名		内容
73	サービス付き高齢者向け住宅の適正な普及	<p>事業者よりサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請があった際は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の関係法令や群馬県高齢者居住安定確保計画に基づき、適切な事務を行います。また、適正なサービス提供や運営が確保されるよう、事業者への指導監督を行います。</p> <p>【設置状況：36施設、1,204戸（2023年10月時点）】</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none">①介護付：4施設、定員226戸②その他：32施設、定員978戸
74	質の高い有料老人ホームの確保	<p>有料老人ホームの利用者保護が徹底されるよう、事業者に対する指導を行うとともに、適正な運営により質の向上が図れるよう、事業者へ働きかけを行います。また、未届の事業者については届出の勧奨を行います。</p> <p>【設置状況：86施設、定員2,890人（2023年10月時点）】</p> <p>（内訳）</p> <ul style="list-style-type: none">①介護付：16施設、定員990人②住宅型：69施設、定員1,774人③健康型：1施設、定員126人

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
75	老人福祉施設等の確保	<p>養護老人ホームは、さまざまな生活環境の理由により自宅での生活が困難になった高齢者の住まいと生活支援の提供のための施設で、必要な人への入所措置を行います。</p> <p>【設置状況：市内4施設、定員210人】</p> <p>軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）は、家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な人が低額な料金で利用できる施設です。</p> <p>【設置状況：市内12施設、定員428人】</p> <p>生活支援ハウスは、60歳以上の人で、ひとり暮らしなど高齢等のため独立して生活することに不安のある人に対して、一定期間住居等の提供を行う施設です。</p> <p>【設置状況：市内1施設、定員10人】</p>
76	住宅改良相談員の派遣	<p>高齢者が安心して安全な生活を送るために、住宅改良相談員の派遣について、引き続き周知を図ります。</p>
77	市営住宅の高齢者対応	<p>市営住宅に居住する高齢者に配慮するため、高齢者等あんしん見守りシステムや生活支援サービスなど、福祉施策との連携を図ります。</p>

(2) 移動支援の充実

高齢化の進展により、路線バスの停留所が遠く、運転免許証返納後の生活に不便を感じる地域など、これまでの公共交通網や移動手段に対する問題が顕在化してきています。市では、引き続き、市内循環バス「ぐるりん」等による高齢者の移動支援に取り組むほか、豊岡新駅（仮称）の設置やタクシーを活用した「おとしよりぐるりんタクシー」の運行に取り組むなど、よりきめ細やかで利便性の高い移動支援の充実に取り組みます。また、近年、高齢者が関係する事故の割合が増加傾向にあることから、交通安全啓発活動のさらなる充実と、運転免許証を自主返納した後も安心して生活できるような社会の構築に取り組みます。

【主な取り組み】

取組名		内容
78	運転免許証自主返納奨励制度の推進	運転に不安のある高齢ドライバーの運転免許証自主返納促進のための周知を行うとともに、自主返納者等に対するサポート制度の充実に取り組みます。
79	高齢者や運転免許証自主返納者に対する支援	高齢者の負担軽減を図るため、敬老 IC バスカードの販売を行うとともに、運転経歴証明書の提示により、「ぐるりん」「はるバス」「高崎アリーナシャトル」共通の自主返納者等専用半額回数券の販売や「よしいバス」の半額減免を行うなど、運転免許証自主返納者を支援します。
65	おとしよりぐるりんタクシー運行事業【再掲】	公共交通機関がない地域やあっても利用がしづらい地域に暮らす高齢者等の移動手段の確保のため、ルート上であれば自由に乗り降りが可能な「おとしよりぐるりんタクシー」を運行します。
80	ユニバーサルデザインタクシーの導入補助	タクシー事業者に対してユニバーサルデザインタクシーの導入補助を行い、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい公共交通の環境整備に取り組みます。
81	福祉有償運送	介護を必要とする高齢者など公共交通機関を利用して移動することが困難な方に対し、適切な移動手段が確保されるよう、福祉有償運送運営協議会にて協議し、事業所の適正な運送の遂行に努めます。
82	豊岡新駅（仮称）設置事業	高齢者等の交通弱者でも鉄道等を利用しやすい公共交通網の形成を目指し、JR 信越本線北高崎駅と群馬八幡駅間の新駅設置の取り組みを進めます。

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
83	駅バリアフリー化事業	誰もが安全で快適に利用できる駅の実現を目指し、エレベーター・スロープ・バリアフリースイッチ設置等駅のバリアフリー化を推進します。

(3) 災害・感染症に対する体制整備

近年、激甚化・頻発化する災害に備えるには、地域での助け合い（共助・互助）が重要であるため、自主防災組織の結成・育成等を進めるとともに、真に支援が必要な人を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し活用していきます。また、高齢者の安心で安全な生活を守るため、地域や関係機関と協力し、事業者・専門職団体等との連携のもと災害や感染症に対する体制の整備に取り組みます。

【主な取り組み】

①災害

取組名		内容
84	避難行動要支援者名簿の作成と活用	避難行動要支援者名簿を避難支援のための基礎資料として作成し、地域の関係者等へ提供するとともに、個別避難計画など地域における活用の取り組みを支援します。
85	福祉避難所の確保と運営	在宅生活を送る要配慮者の災害時の避難先を確保するため、引き続き福祉避難所の指定に取り組むとともに、福祉避難所への確実な誘導や人材確保を含めた運営について検討を進めます。
86	事業所への周知・啓発	災害への備えを進めるため、介護サービス事業所に対して、必要となる計画の策定や避難訓練の実施等についての周知・啓発に努めるとともに支援を実施します。

②感染症

取組名		内容
87	物資の備蓄と供給体制の整備	感染症対策に必要となる消毒液や防護具等の物資について、平時より備蓄を行うとともに、感染症発生時に備えた必要な供給体制の整備に取り組みます。
88	事業者間による代替人員の配置のための体制整備	県や事業者と連携し、感染症発生時における事業者間の代替人員の配置体制を整備するなど、介護サービスの継続や利用者の受け入れ先確保に取り組みます。
89	事業所への周知・啓発	感染症対策のため、介護サービス事業所に対して、必要となる計画の策定等についての周知・啓発に努めるとともに支援を実施します。

2 認知症施策の推進

《背景》

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気で、記憶障害や理解判断能力の低下など、さまざまな障害により生活するうえで支障が出ている状態を指します。高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加することや、介護者として認知症に関わる可能性もあることから、より身近な病気となっています。

国の推計では、認知症の人の数は2012年に約462万人で、65歳以上高齢者の約7人に1人とされていましたが、今後、この数は高齢化の進展に伴いさらに増加すると見込まれており、2025年には認知症の人は約700万人前後になる推計で、高齢者に対する割合は約5人に1人に上昇する見込みとなっています。

《現状》

これまで市では、国が策定した「認知症施策推進5か年計画（2012年度～）」（通称：オレンジプラン）や「認知症施策推進総合戦略（2015年度～）」（通称：新オレンジプラン）に基づき、認知症になっても、よりよい環境で自分らしく暮らし続けていくために、早期診断・早期対応体制の強化、地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、地域での日常生活支援や家族支援などに取り組んできました。

また、「認知症施策推進大綱（2019年度～）」の掲げる「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会」の実現を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進してきました。

《方針》

本計画では、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱（2019年度～）」の中間評価を踏まえ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、引き続き、「共生」と「予防」を車の両輪として、本人や家族に対する支援や、社会参加への支援などの取り組みを一層推進していきます。さらに、市内29箇所の高齢者あんしんセンターに各1名を含む計31名の認知症地域支援推進員を配置し、地域や関係機関と連携を図りつつ、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」に関する取り組みを進めます。

また、2023年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことを受け、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容や日本認知症官民協議会における取り組み等を踏まえつつ、各施策を推進します。

(1) 本人や介護者への支援

認知症は誰もがなりうることから、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要です。そのため、市では認知症に関する正しい知識と理解の普及や認知症の人やその家族の声を積極的に発信していきます。

また、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、市においても認知症カフェを始め、高齢者等が身近に通える場を拡充していきます。認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、本人の有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、医療・介護の関係機関の連携強化を図り、本人のなじみの人や地域の関係者等との連携も考慮しながら取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

取組名		内容
90	認知症に関する理解促進	地域や職域、学校教育等において認知症サポーターの養成を進めていきます。また、引き続き、講座を終了し地域で活動する意思のある人に、オレンジサポーター養成研修を開催し、地域の活動へつなげて行きます。その際、本人の意思を生かした支援ができるよう「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」の内容を普及していきます。
91	相談先の周知	認知症ケアパスをはじめ、相談先等をまとめた「オレンジガイドブック」を積極的に活用し、かかりつけ医、認知症疾患医療センターや高齢者あんしんセンターを含めた受診先や相談先を周知します。
92	認知症の人本人からの発信支援	「認知症とともに生きる希望宣言」、「本人にとってのよりよい暮らしガイド」、「本人座談会（DVD）」や介護者家族の声を集めた「こころのこえ」等を広く周知し、認知症の人やその家族の声を積極的に発信していきます。さらに、認知症の人本人が、本人同士で話し合う「本人ミーティング」の取り組みを普及していきます。

第5章 施策の展開（Ⅲ 住み慣れた地域に住み続けられるまちづくりの推進）

取組名		内容
93	「通いの場」の拡充	「認知症カフェ」や高齢者が身近に参加できる「通いの場」とともに、認知症の人だけでなく一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場などの活用についても周知していきます。また、「認知症カフェ」については、運営者が交流を図れる機会等を設け、その取り組みを拡充していきます。さらに、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見・早期対応につなげるため、「認知症カフェ」で健康相談等が行えるよう身近な地域の専門職とも連携していきます。
21	認知症伴走型支援事業【再掲】	認知症であっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、進行過程で起き続けるさまざまな変化や課題について、本人や家族の相談支援を早期から行なうことで、生きがいを感じながら生活できるように支援していきます。また、認知症の症状が変化した場合においても、本人や家族に寄り添い続けることで、地域での生活を支えていきます。
44	認知症の早期発見・早期対応、地域連携の充実【再掲】	認知症初期集中支援チームの支援の充実や認知症地域支援推進員の活動促進、認知症サポート医による症状と治療についての認知症相談など、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、早期診断・早期対応体制の強化や地域での生活を支える介護サービス・医療サービス等の情報提供を行い、必要なサービスにつながるよう支援していきます。また、「認知症カフェ」や介護者のつどい等の既存の活動や地域の民間部門、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域密着型サービス事業所、認知症の人と家族の会等の関係機関や専門職と連携し、日常生活支援や家族支援を行っていきます。

(2) 社会参加支援

認知症の人の多くが、買い物や移動、趣味活動など地域のさまざまな場面で、外出や交流の機会を減らしている実態があります。市では、認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、地域支援体制の構築を行います。また、オレンジサポーターによる認知症の人の見守り活動、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援します。また、若年性認知症の人が、発症初期の段階から、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるよう支援していきます。さらに、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活できる環境づくりを行っていきます。

【主な取り組み】

取組名		内容
94	ふれあい・交流 農業体験 バスツアー	認知症になっても生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる地域活動等の社会参加の取り組みを支援します。社会参加のきっかけづくりとして、「ふれあい・交流 農業体験バスツアー」などで地域とのつながりや人との交流を支援していきます。
95	地域支援体制の強化	オレンジサポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を市内に 15 チーム設置したことに伴い、地域の実情に合わせた活動を支援していきます。また、地域支援のため、認知症の方やその家族、地域住民、専門職が集う場である「認知症カフェ」を拡充していきます。
96	若年性認知症の人への支援	発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してきてもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、若年性認知症支援ガイドブックの配布や専門相談窓口を周知し、県が指定する認知症疾患医療センター等に配置されている若年性認知症支援コーディネーターと連携して支援していきます。